

綾瀬市観光振興計画策定委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 綾瀬市観光振興計画（以下「振興計画」という。）を策定するため、綾瀬市観光振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、振興計画の策定に関することとする。

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、有識者、観光関係者及び行政関係者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

3 委員の任期は、平成27年3月末日までとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 副委員長は、委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は委員長が召集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の2分の1の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、綾瀬市役所内観光事務主管課において処理する。

（委任）

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。